

後期高齢者医療保険 からののお知らせ

8月は被保険証の更新時期です。新しい被保険証は7月中に郵送しますので、8月1日以降、医療機関を受診するときは、新しい被保険証をご提示ください。また、被保険証の色が緑色からオレンジ色に変わりますので、ご注意ください。

限度額認定証なども更新時期です。入院や手術などで医療機関を受診するときに、被保険者証に添えて窓口で提示すると支払い負担が限度額までになります。過去に申請された人は、申請の必要はありません。ただし、所得によって交付要件に該当しない場合は交付されませんので、ご注意ください。

よくあるお問い合わせ

●被保険者証が届きません

個人ごとに簡易書留でお送りしています。不在時などはご自宅に郵便局の不在票が入っている場合もありますので、ご確認の上、再配達などをお受けください。8月になっても届かない場合は下記連絡先にご連絡ください。

●被保険者証も不在票も届きません

ご家族が受け取っている場合がありますので、ご確認ください。また、郵便局へ転送などを依頼している人は、更新手続きをしているかもう一度ご確認ください。

●手続きをしていないのに後期高齢者の被保険者証が届いた

75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度に移行されるため、それまで加入していた国保や社保などの資格が喪失されます。

●国保と後期高齢者の被保険者証が届いたが、どちらを使うのか

75歳の誕生日の前日までは国民健康保険の被保険証を使用し、誕生日当日から後期高齢者の被保険者証を使います。

●負担割合が1割から3割になった

窓口負担割合は、8月から翌年7月までを年度とし、毎年8月にその年度の住民税課税所得金額などによって判定されますので、負担割合が変更になることがあります。ただし、負担割合が3割となった人について、収入が一定基準額未満の場合は、申請により1割負担になる場合があります。

●限度額認定証などが同封されていない

限度額認定証などの申請はお済みですか。過去に申請している人は、その年度の所得区分によって判定されますので、前年度と所得区分に変更がない人は被保険者証と一緒に同封されます。その際に、被保険者証と同じ台紙に印字されていますので、ご注意ください。

☎ 町民税務課医療給付係 ☎46-1373

国民年金だより

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関、郵便局、コンビニで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットを利用した納付、口座振替による納付などでも納めることができます。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、延滞金が課され財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「学生納付猶予制度」があります。また、「産前産後免除制度」もありますので、出産を予定している人は市区町村役場または年金事務所にご相談ください。

令和3年度の免除申請は**7月1日(木)から受付開始**します。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

国民健康保険 からののお知らせ

8月は保険証の更新時期です。現在使用している保険証や限度額認定証は8月からは使用できなくなりますのでご注意ください。新しい保険証は7月中にお送りします。8月1日以降医療機関で受診される場合は新しい保険証をご提示ください。限度額認定証が必要な人は、改めて申請が必要となりますので、ご注意ください。



よくあるお問い合わせ

●新しい保険証はいつ届きますか

7月の中旬から下旬にかけて順次「簡易書留」でお送りします。お手元に届くまでしばらくお待ちください。

●保険証が届きません

簡易書留でお送りしています。不在時などはご自宅に郵便局の不在票が入っている場合もありますので、ご確認の上、再配達などをお受けください。8月になっても届かない場合は下記連絡先にご連絡ください。

●保険証も不在票も届きません

保険証は世帯主あてに、世帯の国保加入者全員分を同封しています。ご家族の人が受け取っている場合がありますので、ご確認ください。

●新しい保険証が届きましたが、すでに社会保険に加入しており、返却したい

国保の資格を喪失した時にご自身で（家族でも可）14日以内に町に異動届を出さなければならないことになっています。速やかに町民税務課窓口または歌津総合支所に来庁の上、手続きを行ってください。詳しくは広報3月号や町のホームページなどをご覧ください。

●限度額認定証の交付を受けたいのですが

新しい限度額認定証が必要な場合、郵送では届きませんので改めて8月以降に町民税務課窓口または歌津総合支所で申請を行い、交付を受けてください。

●限度額認定証の交付ができないと言われました。

70歳以上の人は所得に応じて限度額認定証などの申請ができないケースがあります。住民税非課税世帯の人は申請できますが、課税世帯の人は交付対象になっておりませんので申請をお受けすることができません。ただし、現役並みの所得で一部負担額が3割の人は、所得区分に応じて課税世帯であっても申請ができる場合がありますので、ご相談ください。

●限度額認定証が交付されないと、医療費が高額になっても戻ってこないのですか

限度額認定証などの交付対象外の人でも、1か月ごとに所得区分に応じた自己負担限度額より多く支払った場合は、高額療養費として給付を受けることができます。対象者には高額療養費支給申請書類を送付しますので、ご自宅に高額療養費支給申請書が届きましたら町の窓口で申請してください。

●高額療養費の支給申請書類はいつ届きますか。申請時に必要な書類はありますか。

対象者への申請書類の送付は、受診した月の2～3か月後となります。申請書以外で申請に必要な書類は**医療機関で支払った際に受け取った領収書**と世帯主名義の振込先の通帳となります。

☎ 町民税務課医療給付係 ☎46-1373